

○ 指名停止業者一覧表

指名停止の期間	商号又は名称	主たる営業所の所在地	指名停止の理由 (要綱※別表の該当号)	備 考
令和6年 7月16日から 令和7年 1月15日まで	株式会社山崎設計	京都市中京区	過失による粗雑等 (別表第1第2号(1))	要綱第4条第4項の 規定により期間2倍
令和6年12月27日から 令和7年 1月26日まで	株式会社 杉谷工房	大山崎町	不誠実な行為 (別表第2第4号(5))	

※大山崎町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱